

6.6 システム監視

受託者は、サービス提供時間内は作業拠点に常駐し、間接業務システムが正常に稼働していることを監視すること、及び故障発生時にはインシデント検知と記録を行い、速やかに機構、関連業者に連絡すること。また、受託者はオンライン開始時に情報管理センターを巡回し、ラック内の機器インジケータ等を目視で確認すると共に、設備周辺の整頓状況や消耗品状況等を目視確認すること。システム監視等の受託者のサービス提供時間は表 11-2を参照のこと。

受託者は一定期間の監視結果を分析の上、監視報告書を作成し機構に報告すること。その際に監視実施記録を併せて提出すること。

システム監視の概要を図 6-1に示す。また、システム監視作業項目概略を表 6-3に示す。

間接業務システムに係る監視項目、監視方式は閲覧（別途開示）資料一覧に挙げる「日本年金機構間接業務システム基本設計書」を確認すること。

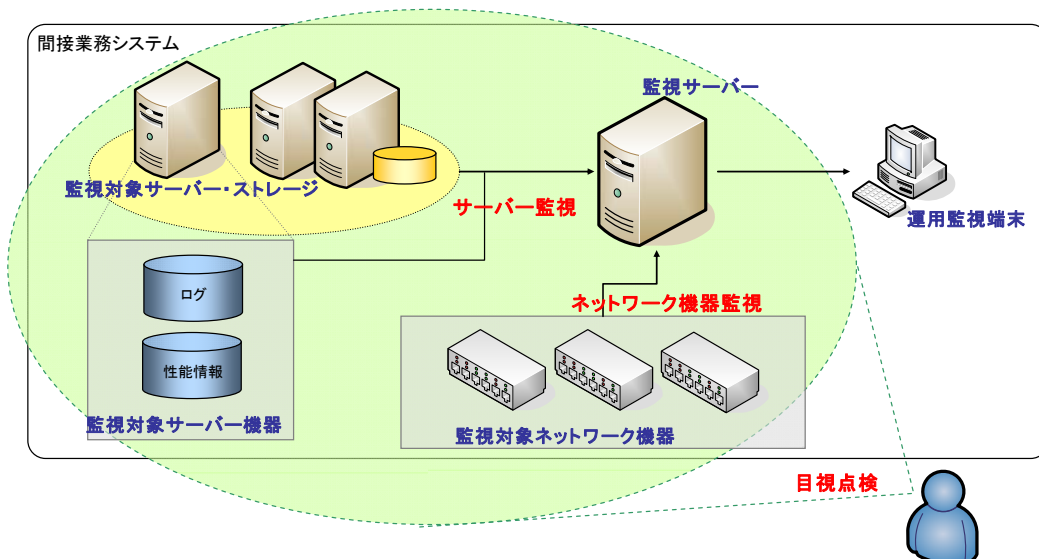


図 6-1 システム監視の概要